

令和3年4月30日

【照会先】

熊本労働局労働基準部労災補償課
労災補償課長 濱野 裕一
労災管理調整官 菅 義明
(電話) 096-355-3183

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたこと で健康被害が生じた場合の労災補償における取扱いにつ いて

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、通常、労働者の自由意思に基づくものであることから、業務として行われるものとは認められず、これを受けることによって健康被害が生じたとしても、労災保険給付の対象とはなりません。

一方、医療従事者等に係るワクチン接種については、業務の特性として、新型コロナウイルスへのばく露の機会が極めて多く、医療従事者等の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要であることから、今般のワクチン接種において接種順位の上位に位置付けられています。

したがって、医療従事者等に係るワクチン接種は、労働者の自由意思に基づくものではあるものの、医療機関等の事業主の事業目的の達成に資するものであり、労災保険における取扱いとしては、労働者の業務遂行のために必要な行為として、業務行為に該当するものと認められることから、ワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合においては、労災保険給付の対象となります。

なお、高齢者施設等の従事者に係るワクチン接種についても、医療従事者等と同様の取扱いとなります。

【新型コロナウイルスに関する Q&A (労働者の方向け)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html#Q5-9